

非常用電源装置購入費助成事業のご案内

災害等による長時間停電時においても、日常生活が継続できるよう、
非常用電源装置の購入に係る費用の一部を助成します。

対象者

岡山市の住民基本台帳に住民登録があり、市税を完納しており、在宅において次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳の呼吸器機能障害1級若しくは3級を保持している又は、岡山市特定医療費(指定難病)受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している又は、医師がこれと同等の状態を有すると認める方であって、人工呼吸器を使用(睡眠時無呼吸症候群等による CPAP(持続陽圧呼吸療法)の使用を除く。)している方
- 身体障害者手帳の呼吸器機能障害1級を保持している又は、医師がこれと同等の状態を有すると認める方であって、酸素濃縮器を使用している方
- APD 装置(自動腹膜透析装置)を使用している18歳未満の児童

※助成を受けようとする 18 歳以上の障害者等本人及び同一世帯員である配偶者のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額が 46 万円以上の場合は、本事業による助成を受けることができません。

申請期間

令和 8 年9月3日(木)から令和8年11月30日(月)まで (予算の範囲内で受付けます。)

対象となる用品・助成上限額

用品の種目	性能要件	耐用年数	助成上限額
正弦波インバーター 発電機	ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	10 年	120,000 円
ポータブル電源 (蓄電池)	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力 300W 以上のもの又は、人工呼吸器専用のバッテリーで 6 時間以上使用可能なもの	5 年	120,000 円
カーインバーター (DC/AC インバーター)	自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年	45,000 円

※用品は、障害者等または介護者が容易に使用及び運搬が可能な製品でなければいけません。

※用品の運搬、維持に要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用)については、助成の対象外です。

※申請は種目の欄に掲げる三種目のうち 1 種類かつ、1製品のみとなります。

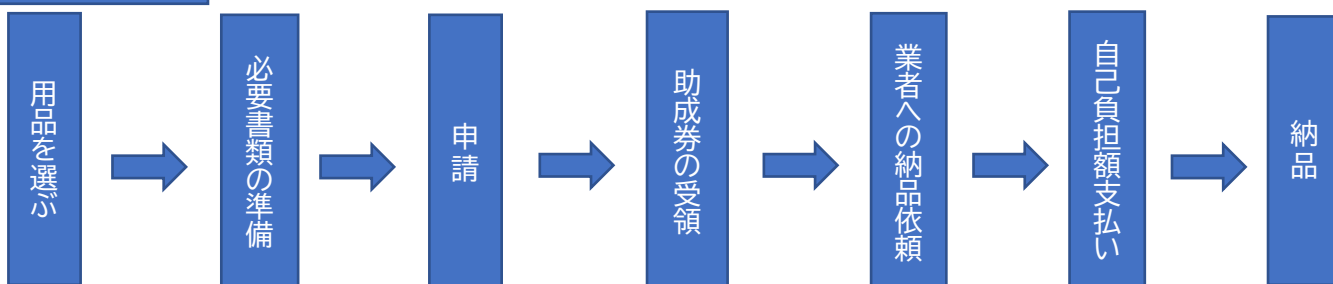
利用者負担

購入価格が助成上限額以内	購入価格の1割
購入価格が助成上限額超	助成上限額の1割 + 助成上限額を超えた額

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、助成上限額の範囲では自己負担が発生しません。助成上限額を超えた額については全額自己負担となります。

支給までの流れ

※ 助成金の請求及び受領は、業者が助成決定者に代わって行うものとします。



申請に必要な書類

右の二次元バーコードからアクセスできるウェブサイトで、事業概要の確認、様式のダウンロードへのアクセス等ができます。受付窓口にもあります。



- 岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成 申請書(様式 1 号)
- 岡山市在宅人工呼吸器等使用者非常用電源装置購入費助成 見積書(様式 2 号)
- 購入する用品のカタログ・チラシ等(コピー可)
- 市税の滞納がないことを証明する滞納無証明書(申請する 3 か月以内に取得したもの) ※1
- 下記のいずれかの書類が必要です。

- ・呼吸器機能障害の身体障害者手帳
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・医師が作成した、岡山市在宅人工呼吸器等の使用を証明する医師意見書(様式 7 号) ※2
- ただし、人工呼吸器装着が分かる受給者証を所持している場合は、この写しをもって意見書に代えることができます。

※1 区役所・地域センター・支所等で取得できます。取得時に手数料が発生します。

※2 文書作成等に係る費用負担が発生する場合があります。

○市県民税課税状況の証明書について、転入により岡山市のシステムで確認が取れない場合は、転入前の自治体で市県民税課税状況の証明書を取得していただく必要があります。

申請書類の提出先

原則窓口での申請となります。

- ① ・岡山市特定医療費(指定難病)受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
・指定難病若しくは小児慢性特定疾病と同程度の状態(様式7号医師意見書(5)参照)

北区中央保健センター ☎803-1265	中区保健センター ☎274-5164	南区西保健センター ☎281-9625
北区北保健センター ☎251-6515	東区保健センター ☎943-3210	南区南保健センター ☎261-7051
北区北保健センター御津・建部分室 ☎722-1114	保健所健康づくり課特定疾病係 ☎803-1271	

- ② ①以外の方は、お住まいの地域を管轄する福祉事務所・支所

北区中央福祉事務所 ☎803-1209	東区福祉事務所 ☎944-1822	御津支所 ☎724-1111
北区北福祉事務所 ☎251-6530	南区西福祉事務所 ☎281-9620	灘崎支所 ☎363-5201
中区福祉事務所 ☎901-1231	南区南福祉事務所 ☎230-0321	建部支所 ☎722-1112
		瀬戸支所 ☎952-1112

助成に関する問い合わせ先 障害福祉課福祉係 ☎803-1236